

マイナンバーカードを 健康保険証として利用できます

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、あらかじめ「利用申込」が必要です。

利用申込は、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダー、マイナポータル(※)やセブン銀行のATMから行うことができます。

※ 「マイナポータル」とは

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

医療機関や薬局でどうやって健康保険証として利用するの？

- ① マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- ② 顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
- ③ 診療・薬剤情報などの提供について確認・選択してください。
- ④ 受付完了。カードのお取り忘れにご注意ください。

マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局は？

目印となるステッカーやポスターが貼られている医療機関・薬局で利用できます。

また、厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局を案内しています。



ステッカー



ポスター

マイナンバーカードを健康保険証として利用する際は、
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限(※)にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット

1. 過去のお薬・診療データに基づく、より適切な医療が受けられる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気の情報に基づいてより適切な医療を受けることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

2. 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
そのため、突然の手術・入院でも、医療機関等での窓口での高額支払いが不要になります。

3. 急病のとき、マイナ保険証が役立っています

ご自身で説明することが難しい状況でも、救急車が通院やお薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送につながります。

安心してご利用いただけます

マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません

保険証利用時、医療機関等がマイナ保険証で参照できるデータは、資格確認書と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいなくても、医療費が10割負担になることはありません

医療機関等の受付でマイナンバーカードの読み取りができない場合でも、以下の方法などにより資格確認が可能です。

- ①「マイナポータルの資格情報画面」を提示する
- ②「資格情報のお知らせ」(*)を提示する

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行った方に交付される書類です。

その他、被保険者資格申立書や医療機関での口頭確認により資格確認を行う場合があります。

お問合せ先

■ 東京都後期高齢者医療制度の資格確認書等について

- ・ 広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519 (平日 8:30~17:00)
- ・ お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口
(市区町村の担当窓口のお問合せ先は、同封の資格確認書の台紙に記載しています。)

■ マイナンバーカードに関するお問い合わせ

- ・ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (平日 9:30~20:00、土日祝 9:30~17:30)



マイナンバーカードの健康保険証利用について、
詳しくは厚生労働省webサイトでもご確認いただけます。

マイナンバーカード 健康保険証利用

検索

発行：東京都後期高齢者医療広域連合